

原子力科学研究所安全運転徹底運動

交通安全・交通マナーについてヒヤリハット等で多くの指摘・報告がされている中、原子力科学研究所構内において人身事故が発生したことから、安全運転の徹底及び正しい交通マナーの実践を図り、悪質な運転を追放することを目的として、以下のとおり安全運転徹底運動を行う。

1. 交通安全ポスターの掲示

交通安全ポスターを掲示し、交通安全の意識高揚を図る。

2. 交通安全のぼり旗の掲揚

交通安全関係ののぼり旗を掲揚し、交通安全の意識高揚を図る。

3. 情報交流棟北側交差点周辺にソーラーライトの新設

情報交流棟北側交差点周辺に夕方以降自動で点灯するソーラーライトを新設し、帰宅時の交通安全を図る。

4. 交通安全推進連絡員の配置

各部・センター及び常駐請負企業に交通安全推進連絡員（課長級以上）を配置する。

交通安全推進連絡員は、各組織内における安全運転の意識の高揚に関する教育、原子力科学研究所で実施する立哨への参加、安全運転・マナー違反者への指導等を実施する。

5. 交通安全立哨の実施

(1) 集中立哨

令和4年12月中、総務・共生課員等が連続して立哨を実施し違反行為の撲滅・安全強化を図る。

(2) 交通安全推進連絡員配置後の立哨

定期（交通安全週間など）／不定期（抜き打ち的に実施）に、総務・共生課員及び交通安全推進連絡員が分担し、構内一斉（正門、南門、構内主要交差点等）

又は重点地点において立哨を実施する。主にスピード違反（構内は 30km/h 厳守）、逆走、横断歩道での一時停止違反等を取り締まり、違反者等の車両ナンバーを記録し、その場又は車両照会後に指導する。

6. 通報制度の活用

構内におけるスピード違反、逆送、歩行者優先違反などの危険運転・マナー違反を目撃した者は、原子力科学研究所イントラ内の交通安全「ご意見」又は E メールで総務・共生課に通報（時刻、場所、車両ナンバー、違反等の内容）する。通報事案については、違反車両を照会の上、事実確認及び事案認定を行う。

7. 指導・罰則

立哨・通報等で違反事案が確認された場合の処置は、以下のとおりとする。

- 1 回目：所属長が当事者に指導する。
- 2 回目：安全運転管理者が当事者に指導する。
- 3 回目：車両入構許可証（ステッカー）、構内運行許可証を返却させ、1ヶ月間以上車両による入構を禁止する。（「原子力科学研究所構内車両通行規則」第 15 条 罰則の適用）

以 上